

マンション売買契約書

売主〇〇〇〇（以下「甲」という）と買主〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、別紙物件目録の区分所有建物（以下「本物件」という）について、以下のとおりマンション売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（売買契約）

甲は、乙に対し、甲の所有する本物件を金〇〇万円（消費税等を含む）で売り渡し、乙はこれを買受けた。

第2条（売買代金の支払方法）

- 乙は、本契約の契約日に、前条の売買代金の内、金〇〇万円を手付として甲に対して支払うものとする。なお、本手付金は、本条第2項の残代金を支払い終えた際に、本売買代金に充当するものとする。
- 乙は、残代金〇〇万円について、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって、以下のとおり分割して支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

〇〇年〇月〇日限り	金	万円
〇〇年〇月〇日限り	金	万円
〇〇年〇月〇日限り	金	万円
〇〇年〇月〇日限り	金	万円
〇〇年〇月〇日限り	金	万円

第3条（所有権移転および所有権移転登記）

- 本物件の所有権は、乙が前条2項の残代金を完済したと同時に、甲から乙に移転するものとし、同日、甲は乙に対し、本物件を引き渡すものとする。
- 甲は、前項の本物件の引渡しの後、〇日以内に、本物件の所有権移転登記申請をなすものとする。
- 本物件の所有権移転登記に要する一切の費用は乙の負担とする。その他の契約費用等は甲乙が折半して負担する。

第4条（公租公課等）

本物件についての公租公課その他の賦課金は、本物件の所有権移転登記申請日の前日までは甲の負担とし、同申請日以降は乙の負担とする。

第5条（危険負担）

- 1 本物件の所有権が乙に移転する前に、乙の責めに帰することのできない事由により、滅失、毀損したときは、その損害を甲が負担するものとする。
- 2 前項の場合において、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、乙は本契約を解除することができる。

第6条（契約の解除）

- 1 甲又は乙が、本契約に定めた債務の履行を怠った場合は、その相手方は書面により、相当期間を定めて履行を催告した上、本契約を解除することができる。
- 2 前項の場合においては、解除者が相手方に対して損害賠償の請求をすることを妨げない。

第7条（損害賠償責任）

甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含む）を賠償しなければならない。

第8条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、甲に対し、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年〇〇%（年365日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第9条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることに合意する。

第10条（協議事項）

本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約条項の解釈に疑義が生じたときは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上、本契約の証として、正本2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

(甲)

(乙)

物件目録

- 1 所在 ○○市○区○○町○○丁目
地番 ○○番○○
地目 宅地
地積 ○○.○○平方メートル
所有者 ○○持ち分○○分の○○
- 2 (一棟の建物の表示)
所在 ○○市○区○○町○○丁目○○番地○○
建物の名称 ○○マンション
 (専有部分の建物の表示)
家屋番号 ○○町○○丁目○○番○○の○○
建物の名称 ○○号
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造1階建
床面積 ○○階部分○○.○○平方メートル